

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件 四六
 - 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があつた件 四六
 - 県営土地改良事業計画を定めた件 四九
 - 県営土地改良事業計画を変更した件 四九
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があつた件 四九
 - 道路の区域を変更する件 四九
 - 公 告**
 - 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があつた件 四九
 - 都市計画を変更する件二件 四九
 - 落札者を決定した件二件 四九

告 示

福島県告示第五百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和六年十月八日から令和七年二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・モール郡山 福島県郡山市長者一丁目一番五十六号

二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名
（変更前） みずほ信託銀行株式会社
東京都中央区八重洲一丁目二番一号
代表取締役 飯盛 徹夫
（変更後） みずほ信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
代表取締役 笹田 賢一
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前） 合同会社西友
東京都北区赤羽二丁目一番一号
職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー
（変更後） 株式会社西友
東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目十二番十号
代表取締役 大久保 恒夫
- 三 変更した年月日
令和六年四月一日
- 四 届出年月日
令和六年九月三十日
- 五 届出をした者
みずほ信託銀行株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和六年十月八日から令和七年二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津坂下町産業課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリホームセンター会津坂下店 福島県河沼郡会津坂下町大字金上字的場三百三十六番地ほか
- 二 変更しようとする事項
1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
（変更前） 五千六百四十一平方メートル
（変更後） 七千五百三十九平方メートル

2 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) (一)位置 別紙図面のとおり

(二)面積 百二十六平方メートル

(変更後) (一)位置 別紙図面のとおり

(二)面積 四十五平方メートル

変更しようとする年月日

令和七年五月二十七日

届出年月日

令和六年九月二十六日

届出をした者

株式会社コメリ

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、佐須

地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良

事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十月八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

令和六年十月九日から

同 月二十八日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

飯館村役場

(農村計画課)

福島県告示第五百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、加倉

地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良

事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十月八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

縦覧の期間

令和六年十月九日から

同 月二十八日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

浪江町役場

(農村計画課)

福島県告示第五百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林

水産大臣から通知があった。

令和六年十月八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡金山町大字大栗山字白岩二四六一の六から二四六一の一まで、二五七八、

二五八一、二六〇九、二六二二

保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡金山町大字大栗山字白岩二四六一の一から二四六一の五まで、二五三六、

字下居平二四六〇、二四七三の七、二五五〇の五から二五五〇の一〇まで

保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 2 大沼郡金山町大字小栗山字腰巻二二二七の一、二二三〇の一、二二三〇の二
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字中川字前林三八五の二、三八五の三、三八五の五、字上野原二
二八の五、二二八の七
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字玉梨字大妻二二三四の六七
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字志字古屋敷一四四九、一四五六から一四五八まで、一四五八
のイ、一四五九の一、一四五九のロ
-
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字川口字下岩下一四〇の一、一四二六の一
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字川口字蛇沢一五七二、一五七三の一、一五七三の四、一五七四、
一五七五、字金洗道上一五四三の一、一五四三の二、一五四四
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字川口字金洗道上一五四五
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和六年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十月八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)
		変更前	変更後	
県道高萩線	東白川郡塙町大字片貝字長久木国有林九八林班そ一小班地先から	七・五〇	二五・〇	一三三・一
	同 郡同町大字片貝字長久木国有林九八林班ね一小班地先まで	八・七〇	二五・〇	一三三・一
	東白川郡塙町大字片貝字長久木国有林九八林班ね一小班地先から	六・八〇	三二・〇	一四五・〇
	同 郡同町大字片貝字滝ノ入一八番一地先まで	六・八〇	三二・〇	一四五・〇
	東白川郡塙町大字片貝字滝ノ入三二番地先から	五・六〇	二〇・九	五五〇・七

変更前	変更後
同 郡同町大字片貝字木戸場七六番地先まで	A 五・六〇 二〇・九
東白川郡塙町大字片貝字滝ノ入三二番地先から	B 六・七〇 五八・二
同 郡同町大字片貝字片貝一三番一地先まで	五五〇・七 三四五・三

(道路計画課)

公 告

公告第百八十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

令和六年十月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
丸ほん本店 福島県いわき市鹿島町久保字梅田一番地ほか
 - 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
五千三百五十八平方メートル
 - 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
令和六年十月一日
 - 五 届出年月日
令和六年九月二十七日
 - 六 届出をした者
株式会社丸ほん
- (商業まちづくり課)

公告第百八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県南都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 新たに都市計画に含まれる土地の区域
西白河郡矢吹町のうち、本町、中町、北浦、新町、花咲、大町、館沢、滝八幡及び北町の各一部の区域
- 二 岩瀬郡鏡石町のうち、久来石南の一部の区域
都市計画から除外される土地の区域
西白河郡矢吹町のうち、本町及び館沢の各一部の区域
- 三 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課、福島県南建設事務所企画管理部企画調査課、白河市建設部都市計画課、西郷村建設課、泉崎村建設水道課、中島村建設課、矢吹町都市整備課、棚倉町整備課及び埴町まち整備課
- 四 縦覧期間
令和六年十月八日から同月二十二日まで
- 五 意見書の提出
県南都市計画道路を変更する案について、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町又は埴町の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県土木部都市総室都市計画課、福島県南建設事務所企画管理部企画調査課、白河市建設部都市計画課、西郷村建設課、泉崎村建設水道課、中島村建設課、矢吹町都市整備課、棚倉町整備課又は埴町まち整備課を経由して、四に掲げる期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県中都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 新たに都市計画に含まれる土地の区域
岩瀬郡鏡石町のうち、久来石南、久来石及び笠石の各一部の区域
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課、県中建設事務所企画管理部企画調査課、郡山市都市構想部都市政策課、須賀川市建設部都市計画課及び鏡石町都市建設課
- 三 縦覧期間
令和六年十月八日から同月二十二日まで
- 四 意見書の提出
県中都市計画道路を変更する案について、郡山市、須賀川市又は鏡石町の住民及び

利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県土木部都市総室都市計画課、県中建設事務所企画管理部企画調査課、郡山市都市構想部都市政策課、須賀川市建設部都市計画課又は鏡石町都市建設課を経由して、三に掲げる期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第187号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年10月8日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
金属3Dプリンタ 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ナルセ 山形県山形市大手町8番20号
- 5 落札金額
50,655,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年7月19日

（入札用度課）

公告第188号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年10月8日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
排水ポンプ車（30m³/minクラス） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和6年9月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社南東北クボタ 宮城県仙台市若林区荒井東一丁目2番地の4
- 5 落札金額
53,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年7月23日

（入札用度課）